

議案第 31 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 11 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改める。

第 17 条を第 25 条とし、第 16 条を第 24 条とする。

第 15 条ただし書中「第 11 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条を第 23 条とする。

第 14 条を第 22 条とし、第 13 条を第 21 条とし、第 12 条を第 20 条とする。

第 11 条第 1 項中「納期において」の次に「普通徴収の方法によって」を加え、同条第 2 項中「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第 19 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 13 条」を「第 21 条」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 7 条を加える。

（特別徴収）

第 12 条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 の 2

第 1 項及び第 2 項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第 3 項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の 4 月 2 日から 8 月 1 日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定)

第 13 条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務)

第 14 条 年金保険者は、法第 718 条の 3 第 2 項に規定する支払回数割保険税額(第 17 条を除き、以下「支払回数割保険税額」という。)を徴収した日の属する月の翌月の 10 日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務の免除等)

第 15 条 年金保険者が市長から法第 718 条の 5 第 1 項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第 16 条 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月

3 1日までの間における法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の37に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、地方税法施行規則第24条の37に規定する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第17条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第12条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者
当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者
当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入れ)

第18条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第10条第1項又は第3項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来するこれらの規定の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された法第718条の3第2項に規定する特別徴収対象保険税額(以下「特別徴収対象保険税額」という。)が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第9条第1項中「国民健康保険税」を「普通徴収によって徴収する国民健康保険税」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(徴収の方法)

第9条 国民健康保険税は、第12条、第16条及び第17条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

附則第5項から第7項まで、第10項、第12項、第15項及び第17項から第19項までの規定中「第13条」を「第21条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の市川市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が新条例第12条第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(平成20年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第324号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。)附則第3条第1項各号に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、平成20年4月1日から同年9月30日までの間において新条例第16条第1項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴

収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

理 由

地方税法の改正に伴い、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則として当該老齢等年金給付から徴収することとするとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。